

令和6年度 歯科衛生士業務従事者届について

業務従事者届は、歯科衛生士法に基づき2年ごとに省令に定める事項を都道府県知事に届け出ることが義務付けられており、本年は届出の該当年度に当たります。

業務に従事している歯科衛生士の方は必ず届出票を提出してください。

1. 届出期限 令和7年1月15日（水）
2. 届出義務者 令和6年12月31日現在、歯科衛生士業務に従事している方
※休暇・休職中の方でも雇用関係のある方は要提出
3. 届出方法
 - (ア) オンライン届出
<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>
医療従事者届出システムを初めて利用する場合は、施設利用申請を行い、施設IDの取得が必要です。
 - (イ) 郵送届出
諸事情により、オンライン届出が出来ない場合は郵送により提出してください。
郵送による提出先は就業地を管轄する健康福祉センター（保健所）です。
4. その他
詳細は添付資料をご確認ください。

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和6年度業務従事者届(看護職員、歯科衛生士及び歯科技工士)
について(依頼)

本県の健康福祉行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の業務従事者届につきましては、それぞれ保健師助産師看護師法、歯科衛生士法及び歯科技工士法に基づき、業務に従事する看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)、歯科衛生士及び歯科技工士は、2年ごとに省令で定める事項を都道府県知事に届け出ることが義務付けられており、本年は届出の該当年に当たります。

つきましては、下記について業務に従事する該当従事者の皆様に周知くださるよう御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象者 業務に従事する看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)、歯科衛生士、歯科技工士
- 2 届出期限 令和7年1月15日(水)まで
- 3 届出方法

(1) オンラインによる届出

令和4年度から、厚生労働省のシステム「医療従事者届出システム」によるオンライン届出が可能となっております。オンライン届出は、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能とされておりますので、オンライン届出を積極的に御活用くださるようお願いいたします。

詳細は、別添リーフレットを御参照願います。

(2) 届出用紙による届出

オンライン届出が困難な場合等により紙での届出を希望する場合は、届出用紙を保健所の窓口又は千葉県ホームページからダウンロードして入手してください。

届出用紙は、従事する施設の所在地管轄保健所へ御提出ください。

4 千葉県ホームページ

「看護職員、歯科衛生士、歯科技工士の業務従事者届」

URL : https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/juujisha_todoke_home.html



| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【担当】 | |
| (看護職員) 看護師確保推進室 土橋 TEL 043-223-3885 FAX 043-221-7379 MAIL ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp | (歯科衛生士・歯科技工士) 医療指導班 柴野 TEL 043-223-3884 FAX 043-221-7379 MAIL iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp |

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。